

特定事業主行動計画「山梨県教育委員会職員子育て支援プログラム」に基づく取組状況について（令和元年度）

令和元年度、山梨県教育委員会では、次世代育成支援対策推進法に基づき策定している「山梨県教育委員会職員子育て支援プログラム」により、次のような取組を行った。

1 取組内容

(1) 制度等の周知

- 母性保護や育児休業、子育てに関する休暇など子育てに関する制度をはじめ、結婚、出産、児童養育に係る給付金や手当等、各種制度について分かりやすくまとめた「子育てリーフレット」や「子育てハンドブック」「男性職員向け子育てハンドブック」により、制度の周知を図った。
- 職場単位で子育てに関する研修を実施し、母性保護や育児休業、子育てに関する休暇などの子育てに関する制度について周知を図るとともに、「仕事と子育ての両立」について啓発を行った。
- 各所属において子育て相談員を指名するとともに、子育ての経験や知識がある職員を子育てサポーターとして登録し、職員からの子育てに関する相談を受けて必要なアドバイスを行うなどの取組を行った。

(2) 職員の勤務環境の整備に関する取組

- 母性保護及び母性健康管理の観点から、妊娠中の職員について、育児休業や休暇等の取得を促進するとともに、必要に応じ、各所属において業務分担の見直しを行うなどの配慮を行った。
- 配偶者が妊娠中の職員の育児休業や休暇等の取得を促進するため、子育て相談員等による制度の周知を図った。
- 所属長に対し、子育て相談員と連携しながら親となる職員と相談し、取得する休暇やその取得時期を明確にすることで、計画的に子育てに関する休暇を取得できるよう、子育て支援計画表を作成し、活用を求めるなどの取組を行った。

(3) 育児休業・部分休業・育児短時間勤務等の制度の利用促進

- 職場研修等を通じて、全職員に対して育児休業等の制度について周知を図るとともに、育児休業や休暇等が取得しやすいような職場の雰囲気づくりに努めるよう啓発を行った。

(令和元年度取得実績)

育児休業	男性： 0 人、 女性： 106 人
部分休業	男性： 0 人、 女性： 12 人
育児短時間勤務	男性： 1 人、 女性： 2 人

(前年度以前から引き続き取得している者を含む)

- 育児休業中職員の職場への円滑な復帰を支援するため、育児休業中の職員を対象に研修会を行った。(年間2回実施(教育職対象1回、その他の職対象1回)。参加者：延べ35名)
 - (内容) ・子育て等に関する情報提供 ・参加者相互による情報交換
 - ・テレワーク制度の導入について
 - ・育児休業経験職員からの講演 ・子育てに関する意見交換

(4) 時間外勤務の縮減

- 職員の適正配置、業務分担の見直し、職員相互間の応援体制の確立、業務の計画的執行・簡素合理化に努めるとともに、時間外勤務の目標時間を定めるなどの取組により、時間外勤務の縮減、適正化を図った。
- また、毎週月曜日と木曜日を定時退庁日とするほか、所属単位で月2日以上の定時に帰る日(事務局については完全定時退庁日)を設けるなど、時間外勤務縮減に向けた取組をあわせて実施した。

(5) 年次有給休暇取得の促進

- 年次有給休暇が計画的に取得できるよう、年次有給休暇の年間取得日数を設定して休暇計画表へ記入するなどの取組を行った。
- ゴールデンウィークやお盆の期間、金曜日には会議等を設定しないように努めるなど、職員が連続休暇等を取得しやすい環境づくりを進めた。

(6) 子ども参観日の実施

- 職員が自分の子どもとふれあう機会を充実させるため、親の働いているところや県庁施設を見学する「子ども参観日」を実施した。

2 数値目標に対する実績について

数 値 目 標	目 標	実 績
子どもの出生時(産前産後8週間以内)において、配偶者出産休暇や男性職員の育児参加休暇等の休暇(「イクメン休暇」)を5日以上取得する男性職員の割合を平成31年度までに100%とする。	100%	35. 0%
子育て支援計画表の活用率を平成31年度までに100%とする。	100%	74. 1%
職員1人当たりの年次有給休暇の取得日数を平成31年度には15日に増加させる(※1)	15日	12. 6日
定時に帰る日(事務局については「完全定時退庁日」)の実施率を平成31年度までに100%とする。	100%	96. 6% (※2)

(※1) 年次有給休暇の平均取得日数は暦年(1月～12月)の実績

(※2) 県立学校については事務室のみの実績。